ギャンブルオンブズマン

（ギャンブル依存症を生む公認ギャンブルをなくす会）

大阪市中央区北浜1-2-2　北浜プロボノビル

事務局　井上善雄（inoue@peacelaw.jp）

TEL：06-6202-5050／FAX：06-6202-5052

会ブログ：<http://gambl.seesaa.net/>（ﾊﾞｯｸﾅﾝﾊﾞｰ他掲載）

**なくそう！**

**ギャンブル被害**

会報第48号　2016/11/1

/

１／２５　/

ギャンブル依存症を生む

　　　　公認ギャンブルをなくす会

大阪市中央区北浜1-2-2　北浜プロボノビル

事務局　井上善雄（inoue@peacelaw.jp）

TEL：06-6202-5050／FAX：06-6202-5052

会ブログ：<http://gambl.seesaa.net/>（ﾊﾞｯｸﾅﾝﾊﾞｰ他掲載）

【目次】ギャンブル被害をなくす対策と運動／今あるギャンブル被害や依存症の対策には何が必要か／投稿：依存症を生み育てる政府／コラム：ギャンブル問題で動くコンサル企業、ＩＲカジノを進める！吉村大阪市長、夢洲にカジノと万博と抱き合わせ、競馬払戻金4.3億円脱税で告発、依存症の原因行為―先物取引も―、ギャンブルのために生まれる犯罪、セガサミー里見会長30億円の脱税、パチンコホール王 韓氏に「紺綬褒章」、ゲームパチンコ機利用の介護事業、金メダリスト高橋尚子　堕ちたパチンコ蟻地獄、ギャンブルタレント～ボートレース編～／賭博関係隠語・俗語（1）／仲畑流万能川柳と解説／籤のことわざ・名言／Ｍ氏の違法賭博体験記／書籍紹介／NEWSピックup／事務局だより

**ギャンブル被害をなくす対策と運動**

　8月はリオ五輪でマスコミが占領された。国際政治では東アジアの軍拡や安保問題、ＴＰＰ問題など、重大な動きがあったがその議論は深められずに過ぎた。その後、米大統領選や豊洲問題、東京五輪問題などの話題や、富山市議会のような議員の公金詐欺が全国にあることが明るみになって、これらにメディアはかかりきりだ。そして、相模原やまゆり園19人刺殺27人重軽傷事件や通り魔殺傷事件、虐待事件と、依存症を含む精神障害対策が必要な事件があった。

　さて、ギャンブル関連でいえば近時、カジノ開発へのＩＲ議連や一部自治体とパチンコ業界らの産官共同の動きが目立っている。厚労省の委託調査によって明らかにされた推計536万人のギャンブル依存という現状を忘れたかのようである。

　だが、この動きに相対するように、市民や弁護士、医師らの間ではギャンブル依存症対策を求めて、ＩＲに反対する動きや研究も活発だ。小誌の管見の限りであるが、是非知っておいていただきたいレポートや活動を紹介する。

１．韓国のギャンブル依存症対策のレポート

（『外国の立法269』国立国会図書館立法情報課 藤原夏人氏 2016.9発行　ｐ60～83）

　　韓国の公認ギャンブルの実情とギャンブル依存対策について詳しくまとめられて報告されている。2007年法により事業者と国の機関によって体系的な対策が取られるようになり、その課題と展望まで記されている。

韓国はかつて日本に比べて民主化や法整備が遅れていると言われていたが、今では日本を追い越してギャンブル対策がとられていることが判る。（註：最も進んでいるのは北欧の対策です。）

２．9月23日　九州弁護士会連合会シンポジウム「ギャンブル依存症のない社会をめざして」

　　同シンポには200名以上も参加した。宮崎県弁護士会らが1年がかりで調査しまとめた報告書の説明（海外カジノの依存対策、被害実態、法規制、ギャンブル産業等）、尾上毅医師の講演、滝口直子教授や吉田哲也弁護士らの報告があった。そして、依存症対策基本法制定の提言がなされ、これを受けて、カジノ導入見合わせの大会宣言が採択された。

　　この宣言内容を本紙に転載させていただく。なお、シンポ向報告書を入手したが、150ページ超の見事な力作である。

ギャンブル依存症のない社会をめざす宣言

2014年8月、厚生労働省研究班は、日本におけるギャンブル依存症者が成人人口の4.8パーセントに当たる536万人にのぼるとの推計結果を公表した。

ギャンブル依存症は、ギャンブルを繰り返すことにより誰でも罹患しうる精神疾患である。ギャンブル依存が進むと、依存症者は、周りの人に嘘をつき、借金を重ねるようになり、その結果、破産や離婚に至ったり、ギャンブルの衝動を抑えきれずに窃盗や横領、強盗等の罪を犯したり、自殺に追い込まれたりする事例が実際にいくつも報告されている。

日本では、これまでギャンブル依存症の危険性に関する教育・啓発はほとんどなされてこず、ギャンブル依存症者は意志が弱く金銭管理ができない人と見られ、ギャンブル依存は自己責任の問題とされてきた。ギャンブル依存症が精神疾患であるとの社会的理解は乏しく、また、ギャンブル依存症者に対する治療に関する情報も少なく、ギャンブル依存症者やその家族は孤立し、いわば放置された状況にある。

他方で、日本は、賭博や富くじを刑罰をもって禁止しつつも、各省庁が競馬や競輪、競艇、オートレース、宝くじ、スポーツ振興くじといった公営ギャンブルを、警察が民間のパチンコ・パチスロを、それぞれ管轄し、世界でも類を見ないギャンブル天国ともいうべき状況にある。地方財政の健全化などを建前として、国や地方自治体を挙げてギャンブル利用者の拡大が推進され、各ギャンブルを勧誘するテレビコマーシャルを含む各種広告が街中やお茶の間に溢れ、新たなギャンブル依存症者が次々と生み出される状況にある。

その上、政府・国会ではカジノ解禁の法制定の議論がなされ、宮崎県をはじめ九州のいくつかの県内では、カジノ誘致の動きがある。

ギャンブル依存症発症の危険性のあるギャンブルというサービス商品が、その危険性について何の警告もなく、身近に提供され続け、これによりギャンブル依存症に罹患することは、まさに消費者被害にほかならず、その結果、家庭や仕事、資産、人間関係、ときには命まで失う深刻な人権侵害が引き起こされている。これにより日本社会が負うダメージは深刻で、疾病や犯罪への対応に掛かるコストや労働力の減退・喪失による損失も甚大であり、早急な対応が必要である。

当連合会は、こうした現状を、国民の人権、権利が侵害され続けている憂慮すべき事態であるとの認識に立ち、所属する弁護士会とともに、ギャンブル依存症のない社会をめざし、以下の宣言をする。

１．当連合会は、所属する弁護士会とともに、各弁護士の業務において、ギャンブル依存症者やその家族に対し、適切な助言及び医療機関や自助グループに関する情報提供が行われ、各弁護士が、このような機関との連携等を通じて、ギャンブル依存症に十分配慮した事件処理を行って、ギャンブル依存症者の回復への支援をするよう、啓発や情報提供に努める。

２．当連合会は、国に対し、国自らギャンブル依存症被害を生み出している当事者としての責任を自覚して、以下の施策を行うよう求める。

（１）ギャンブル依存症が精神疾患であり、ギャンブルを繰り返すことにより誰でもギャンブル依存症に罹患する可能性があることを十分に認識し、早急に被害実態の把握を行い、その発生機序や原因等を調査研究し、結果を国民に公表すること

（２）すでにギャンブル依存症に罹患し苦しむ依存症者や家族を放置せず、利用しやすい相談窓口を設け、早期発見、ケア、治療に結び付ける実効性ある体制を整備するなど、ギャンブル依存症者や家族を救済する対策をとること

（３）全国民、とりわけ青少年に対し、ギャンブル依存症の危険性を正しく伝える予防教育を行うとともに、ギャンブル依存は自己責任の問題であるとする偏見を除去するよう努めること

（４）競馬、競輪、競艇、オートレース、パチンコ・パチスロ、宝くじ、スポーツ振興くじの全てが、依存症を発症しうるギャンブルに該当することを正しく理解し、適切な法規制を行い、ギャンブルに関する街中の看板やテレビコマーシャル等の広告を制限し、国民が各ギャンブルに対し容易にアクセスできなくする方策をとること

（５）財政の健全化や税収をギャンブルに求めようとする政策を見直し、ギャンブル利用者の拡大促進をやめること

（６）ギャンブル依存症を予防し、ギャンブル依存症者を救済するための施策を総合的かつ計画的に推進し、ギャンブル依存症のない社会を実現するため、その基本理念を定め、施策の基本となる事項を定めるギャンブル依存症対策基本法を制定すること

（７）こうした各ギャンブル依存症対策が十分とられていない現状においては、カジノの導入を見合わせること

2016年（平成28年）9月23日

九州弁護士会連合会

３．9月24日　ギャンブル依存支援シンポジウム　　大阪府立精神医療センター・大阪弁護士会共催

　被害者田中紀子氏の講演、依存症を描いた映画「微熱」上映。行政と弁護士と医師によるシンポが150人規模で行われた。

４．10月5～9日　日本「全国カジノ賭博場設置反対連絡協議会」が台湾「反賭博合法化聯盟」と交流・共同記者会見、澎湖島住民投票支援行動に参加・・・東アジアの反カジノ活動の連帯

台湾の同団体からの招待を受けて、全国連絡協議会の事務局次長である新川眞一司法書士が訪台。台湾のリゾート地である澎湖島へのカジノ誘致問題につき、10月15日に行われる現地住民投票を前に、反対派の運動に参加。現地報道で取り上げられた。

なお、住民投票の結果は、賛成6210票、反対26598票で反対派が81％を占め、2万票以上の大差をつけて反対派の勝利となった。

５．10月12日　カジノ問題を考える大阪ネットワーク主催「カジノに反対する」シンポジウム（大阪）

　参加者107人。桜田照雄阪南大教授の講演「夢洲埋め立て地計画の破局」、田結庄良昭神戸大名誉教授の講演「地震と津波の『陸の孤島化』の危険性」をはじめ、カジノ計画に反対する厳しい意見が続出した。

６．10月21日　全国カジノ賭博場設置反対連絡協議会　カジノ法審議入り反対、廃案を求める声明

７．10月22日　全国カジノ賭博場設置反対連絡協議会「東アジア金融被害者交流集会イン日本」（大阪）

　　韓国や台湾からも参加を得て、略奪的賭博に反対する東アジア連帯運動が呼び掛けられた。当会会員でもある同協議会の事務局長吉田哲也弁護士による問題提起文を紹介する。

**広がる賭博被害とカジノ賭博合法化について**

１　日本の賭博法制とその歴史

　　賭博は、日本でも犯罪（刑法１８５条以下）とされている。

　　一方、公営賭博として、競馬、競輪、競艇、宝くじ、スポーツくじ等が特別法により許されている。

　　また、パチンコ賭博も存在しており、これにより、大量の病的賭博者を生み出しているが、これは日本の法制上賭博とされていない。この点の詳細については、後述する。

　　日本の賭博禁制は約１３００年もの歴史を有しており、その後の歴代の為政者は、一貫して、賭博を禁止し続けてきた。こうした歴史を踏まえて、１９世紀には刑法が施行された。

　　賭博罪が何のために存在するかについて、最高裁判所は、賭博が、国民に怠惰浪費の弊害、風潮を生じ、勤労の美風を害するばかりでなく、副次的に犯罪を誘発し、さらには、国民経済の機能に重大な障害を与える恐れがある、と説明した。これは、賭博に対する社会一般の考え方を反映したものといえる。

２　広がる病的賭博と賭博被害

　　２０１４年、成人のうち約５％の人が病的賭博を疑われるという、衝撃的な調査結果が公表された。外国における同様の調査ではそのほとんどが２％以内にとどまるにもかかわらず、カジノ賭博場のない日本でこのような結果となったのは、パチンコ賭博の存在が原因である。

　　パチンコ賭博の市場規模は、売上げレベルで年間２０兆円近くであり、世界最大のカジノ賭博市場といわれるマカオを上回っている。日本全国に１万軒もの店舗を有し、顧客人口は数百万人に及び、１８歳以上であれば入場制限すらなくいつでもどこでも賭けをすることができる賭博である。

　　パチンコ賭博は店内で景品を獲得するのであるが、ほとんどの客は、その景品を店に隣接する景品交換所で換金している。すなわち、実質的には、お金を賭けて勝てばお金を獲得できる賭博に他ならないのである。

　　ところが、警察は、パチンコ賭博を摘発しない。これは、パチンコ賭博産業が、政治家に多額の政治献金をし、退職した警察官を業界に雇入れるという典型的な癒着構造が存在するためである。しかも、パチンコ賭博産業から多額の広告料を受け取っているマスコミも、癒着を批判しない。警察が摘発しないために、パチンコ賭博に対する司法的な介入ができないでいる。

　　こうした状況のもとで、パチンコ賭博により、多くの不幸が生み出されている。パチンコ賭博にハマり過ぎた方々は、財産を失うだけでなはない。家族、友人、仕事を失い、場合によっては、パチンコ賭博の賭け金を準備するために犯罪を犯してしまうこともある。また、炎天下パチンコ賭博店の屋外駐車場の自動車内に我が子を放置したままパチンコ賭博に熱中してしまったがために、子どもを蒸し殺してしまうという事件が毎年のように起きている。自ら命を絶っている人もおり、パチンコ賭博が、人命さえ奪っているという現状がある。

３　日本におけるカジノ賭博合法化論

　　そんななか、２０１３年、日本でも、カジノ賭博を合法化するための法案が国会に提出された。

　　日本では、前述のとおり、現行法上、カジノ賭博は違法である。それを合法化する目的は、表向きは、外国人観光客を大量に誘致して地域経済を活性化することであるとされている。

　　そして、東京、大阪、横浜、沖縄、北海道などの自治体が、この法案に関心を寄せ、カジノ賭博場を誘致すると表明した。

　　一方で、我が国の病的賭博の異常な現状に対しては、カジノ賭博事業の利益によって病的賭博対策費を賄うことができるとされた。

　　内閣もカジノ賭博合法化を優先課題に掲げ、また、カジノ賭博合法化を推進する団体には、与野党の数百名の議員が参加しており、法案の成立は必至とみられていた。

４　カジノ賭博合法化に反対する世論

　　２０１４年、「全国カジノ賭博場設置反対連絡協議会」が設立された。この団体には、もともと多重債務被害者支援を行なっていた当事者、相談員、弁護士、司法書士、学者、医師らが参加した。彼らは、多重債務問題の背景にはギャンブル等の依存症の問題があり、その解決なくして多重債務問題の解決はないとの認識にいたり、依存者に対する支援をしていたが、国内に新たなギャンブルを創設することを許すカジノ賭博合法化法案が提出されたため、あらためて、これに反対する運動を開始したものである。

　　また、日弁連等の法律家団体、消費者団体、高齢者団体、労働者団体、宗教者団体などが、相次いで、カジノ賭博合法化法案に反対との意見表明をした。とりわけ、日弁連は、国会内での集会を繰返し開催し、国会議員らを巻き込んだ反対運動を展開した。

　　マスコミでもカジノ賭博の弊害が盛んにとりあげられるようになり、新聞各紙も法案に反対あるいは慎重である旨の社説を掲げ、各種世論調査では、カジノ賭博合法化に慎重な意見が賛成意見を圧倒するという結果を示された。

　　カジノ賭博場を誘致している地方でも、これに反対する住民グループが多様な運動を展開した。その結果、複数の自治体の首長がカジノ賭博場誘致に慎重な姿勢を表明するようになった。

　　こうした世論の動向を受けて、カジノ賭博合法化法案は、２０１４年に一日審議されただけで、その後たなざらしが続いている。

５　略奪的賭博に反対する東アジア連帯運動の呼びかけ

　　現代賭博産業は、利益の確保のために、ありとあらゆる技術を駆使する。大規模広告やコンプと呼ばれる複合サービスをえさにしてギャンブラーを誘引し、大音量やデジタル技術を使い、また、ギャンブラーの慣れ親しんだ映像や音楽をだしにして、ギャンブラーを賭博から離れられなくする。その行き着く先は、ギャンブラーの財貨を根こそぎ奪うこと、すなわち「略奪」である。そして、略奪されたギャンブラーのなかには、それによって、家族、友人、仕事、そして、命を失う者もいる。

　　米国やオーストラリアにはこうした略奪的賭博に反対する運動があり、私たちも、彼らの運動との連帯を模索している。

　　一方、韓国にもカジノ賭博場が存在するし、台湾でもカジノ賭博合法化の議論が行われている。中国には、世界最大のカジノ賭博市場が存在している。そして、我が国には、マカオの賭博市場を超えるパチンコ賭博市場が存在している。ということは、賭博によって人生を狂わされた人々が東アジア各地に多数存在するということである。彼らの身に起こったことを、現代賭博産業の上記のような性格からすれば、自己責任に帰することは許されない。彼らは、略奪的賭博による、れっきとした被害者である。

　　私たちは、東アジア各国において、略奪的賭博の被害者を支援し、また、略奪的賭博そのものに異議を唱える運動を展開し、また、これら運動の国際的連帯を呼びかけるものである。

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　以上

８．10月27日　日本公衆衛生学会　自由集会「ギャンブル依存症と大阪カジノ構想2016」（新大阪）

　　「パチンコ依存症より大阪カジノ構想まで」伊東則彦（道立紋別保健所所長）代表世話人

　　「ギャンブル依存症・島根県での取り組み」小原圭司（県立心と体の相談センター所長）

　　「ギャンブル依存症・長野県での取り組み」小泉典章（県精神保健福祉センター所長）

「ギャンブル害ゼロを目指して：害最小化政策の提言」滝口直子（大谷大学教授）

　　「日本社会とギャンブル」原昌平（読売新聞大阪本社編集委員　精神保健福祉士）

　　報告・講演の後、シンポジウムが持たれた。当会として、ギャンブルの害は「公害病」といえることや、ギャンブルは犯罪を生み、それにより奪われた金をまた譲り受けるという反社会性について述べました。

９．まとめ

ようやくギャンブルによる依存症は社会病であり、その予防と治療の対策がとられるべきなのに、事業者や行政は放置して収益を得るだけという罪深さが指摘されている。

　私たちは、略奪的ギャンブルに反対し、事業者と行政への依存症対策の要求はもとより、ギャンブル依存に捕らわれた当事者の責任問題だとする偏見ともたたかう必要がある。レスポンシブルギャンブリング（Responsible Gambling）は、賭博を開帳し富くじを発売する側の責務である。誘惑され捕らわれた客＝消費者にはこの責任はない。賭博開帳者は常に儲かる加害者（詐欺者）である。

**今あるギャンブル被害や依存症の対策には何が必要か**

１．ギャンブル依存症は事業的に生み出された「病気」であるとの認識

ギャンブル依存症、障害の病気をつくる原因の解明がまず求められた。長年の医師の取組みによって、射幸心を煽って人をとらえるギャンブルの仕組み（脳内病理機序、ドーパミンの支配…）が解明され、その治療の困難性（病識の欠如、医師らのカウンセリングや自助グループでの依存脱却・回復過程からのドロップアウトないしスリップ…）も明らかになっている。

　　すなわち、日本のギャンブル依存は、パチンコ・パチスロから公営ギャンブルまでいつでもどこでも絶え間なく誘惑の続く状況によって生み出され、拡大維持されているから。

　　ギャンブルの害や依存症を正しく認識し、どのようにして日本社会から減少させるかについて提言するものである。

　　ギャンブルはアルコールなどと異なり、有害麻薬と同様、基本的に法で禁じてよいものである。全面禁止は困難でも、現在のギャンブル年齢規制レベルでは全く不十分である。ギャンブルが社会と個人に害を与えるという本質とその程度について、政府・行政は正しい認識を欠いている。逆に公認賭博でもその害と反社会性や反教育性を麻痺させている。

２．質的・量的制限の不可欠性

　　まず、パチンコ・パチスロなどの実質民営賭博は禁ずるべきである。民営カジノも同様である。ギャンブルへの勧誘広告も全て禁ずるべきである。公営競技でもtotoでも購入制限は年齢によってだけであり、宝くじに至ってはそれすらもない。馬券、車券、舟券、くじの購入量の制限がない。また現状は、その購入者が病人（ギャンブル依存症等）であっても何の制限もない。アルコールでいえば、１ヶ月に一升瓶を100本も買う者はアルコール依存以外の何者でもないが、そうした一消費者に一度に大量の酒を売ることに何の注意も払われないようなものだ。公営競技やくじは一度に何十万円分、何百枚もの券を買う客がいても、業者はそれを「良客」だとして売り捌く。

　　仮に薬物を必要とする病人であってもその処方には限度が定められている。ことギャンブルにおいてはその客の「とらわれの希望」のままに自由にさせている。これが本質的に依存病を生み深め、さらにはギャンブル資金欲しさの犯罪行為までを生んでいる。

　　その販売には、客となるギャンブラーの健全さを維持できることが条件となる。薬物や酒類の制限の逸脱は個人の肉体的・精神的破壊を導く。そしてその本人のみならず、使用・所持・販売にかかわる犯罪や、飲酒運転によって他人を巻き込んだ死傷事故などのように社会全体への害をふりまく。違法賭博は違法薬物と同様、反社会的集団の資金源という組織犯罪となる。

現行公認ギャンブルはその量的制限がない。むしろ大衆からの収奪を目的化し当然としている。この収奪の当然視と社会への害の放任がギャンブル依存と社会への害の原因である。

　　パチンコ・パチスロはギャンブルではないとして三店方式の抜け道が用意され、業者による大衆収奪とパチンコ・パチスロ依存による害を生み拡大してきた。25兆円に及ぶ売上は1000万人以上の客の賭け金であり、その中から業界は5～10％の収益を得て、さらに脱税の歴史がある。

　　量的制限として、①ギャンブル種ごと、②ゲームごと、③客ごとの制限が必要である。①はギャンブルゲームの数、営業時間、地域の制限、②はゲーム（くじ）の射幸度と賭け額の限定、のめり込みリスクの排除、③は客の健康度、生活健全度の限定がいる。客が少しでもギャンブル依存を起こしたり過度な熱中状況でないかについてチェックが必要である。ギャンブルは、危険薬物の投与使用の範囲と同様の規制が必要である。　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（井上善雄）

 投稿 　　　　　**依存症を生み育てる政府**

依存症（Pathological dependence）は病的嗜癖（Pathological addiction）とも言われ、今日の医学界では障害（disorder）という言葉がよく使われる。いずれも物質や行為が癖となり、それが病気と言われるまでのレベルとなり、依存や障害として治療ないし処置が必要なものをいう。

モノに対する依存には、酒やたばこ、麻薬などで、アルコール中毒、ニコチン中毒、麻薬中毒がある。また、行為に対する依存には、病的窃盗（クレプトマニア）、買い物、自傷行為、病的放火などがある。そして、関係異存のセックス、暴力（ＤＶ）などがある。行為は機序に関係し、システム依存ともいわれる。

このような概念分類も踏まえつつ、現代の依存症・障害は、依存するモノの豊かさや入手の容易さ、社会規律システムの自由化と誘惑、流行依存により増大の一途にある。

例示すると、物質依存の薬物依存（覚せい剤、大麻、ハーブ、コカイン、モルヒネ、睡眠薬まで）は厳格な取締の下にあるがなくならない。アルコール依存は、テレビでは無差別に飲酒宣伝が繰り返され、飲酒運転事故などの弊害も絶えない。タバコは、禁煙・分煙・節煙運動の下で少なくなったといわれ、禁煙治療も可能になったが、タバコによる火災などの拡大被害はなくなったわけではない。

そして、行為依存の代表格であるギャンブル依存は、政府や自治体が公営競技として賭博開帳を業としたり、富くじ発売を行うことで「勧奨」されて発生している。脱法ギャンブルであるパチンコ・パチスロは2000万人の顧客を囲い、公営賭博も含めて536万人という依存者を生み出している。真に治療を要する病人を仮にそのうちの2割としても、約110万人（全人口の約1％）の病人を生んでいることになる。

パチンコ・パチスロ賭博は、警察が取り締まらない賭博である。ヤミ賭博や公営競技に伴うノミ行為には、よく暴力団が絡んでいる。警察は、有名スポーツ選手が絡む野球賭博や相撲賭博、バカラ賭博の取締に対しては熱心だが、市民がやるゴルフ、麻雀、将棋などでの単純賭博はほとんど取り締まらない。

警察は、競輪や競馬などに賭ける金欲しさに他人から金を盗んだり横領したりする者がいることを知っている。しかし、例えその犯人を窃盗事件で立件しても、その者が依存症であることはほとんど「無視」してきた。それは、政府・自治体が開催する公営競技の持つ社会問題を明らかにすることになる。自らの利権領域であるパチンコ・パチスロにさらに公営競技が依存症を生んでいることを認めることにもつながるからである。

かくて日本は、ギャンブルの利権省庁である政府がこぞってギャンブル依存症の生産者となっているのである。この点を糺さねばならない。　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（Ｑ）

＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊

 コラム 　 ギャンブル問題で動く“コンサル企業”

　日本にカジノを導入しようという経済界や政治家の動きが出てからというもの、ギャンブルやカジノに詳しいという「学者」や「識者」、さらには誘致（立地）から経営までの「アドバイザー」という者らが続々と名乗り出て、出版物や講演等活動の幅を広げていることは既に伝えてきた。

日本には、競馬をはじめとする公営賭博と、パチンコ・パチスロという「風俗営業適正化法」による規制の下での脱法ギャンブルが存在している。刑法違反の賭博は暴力団がらみも多く、一定取締りがされる。しかし、公認ギャンブルについては、その弊害を告発したり是正する公的活動はない。公営ギャンブルやパチンコの専門家、案内人と自負する識者の出版やギャンブルをビジネスとする新聞・雑誌はギャンブルに人を誘惑し、その弊を説く‶識者〟はほとんどいなかった。この中で、精神科の臨床医師で小説家でもある帚木蓬生氏は、1980年代からその専門的知識も拡げてギャンブル依存その他の弊害を世に訴えかけていた。

　そして、今新たなギャンブルとしてカジノ誘致企画を案内するのは、第一に電通や博報堂などの企画広告企業である。そして、自らコンサルタントプランナーとして推進企業や参入企業に売り込む者が1990年代以降続出した。この中では、ギャンブルをレジャーアミューズメントリゾートとし、観光や会議施設にカジノを忍ばせたＩＲ（統合型リゾート）カジノを産業拡大のチャンスとして美化している。

　そして2000年に入り、電通や博報堂など企画・広告企業だけでなく大手監査法人もＩＲ調査受託事業に参入した。監査法人トーマツが原価を割ってまでその調査受託をするのは、ＩＲ導入に伴う利権企業の道先案内人となるためである。

ＩＲカジノを進める！吉村大阪市長

　9月1日、大阪市長吉村洋文と関西経済同友会（蔭山秀一代表幹事ら5人）、大阪商工会議所（専務理事ら2人）、関西経済連合会（事務局長ら2人）は、シンガポールを視察してＩＲ法と大阪誘致を目指すと伝えられた（朝日紙8月31日夕刊）。

　吉村市長は夢洲カジノ推進の橋下前市長の「子分」で、関西経済同友会はＩＲカジノの推進団体だ。この産官共同グループは、「マリーナ・ベイ・サンズ」やシンガポールの観光と官民連携を視察するというが、経済団体と一緒に推進したいというのが本音であろう。

ギャンブル依存症対策についても視察するというが、病人を生産し、その一部を治療することでそれも産業化できればよいという計算しかしないのがＩＲ誘致活動だ。資本主義、特にアベノミクスの下ではギャンブルで生まれる負の経済もまた有効需要の生産活動として理解する。

北海道苫小牧市の商工会議所は、8月29日に苫小牧ＩＲ推進協議会を設立したし、同様の動きは同じく北海道の釧路、秋田、千葉、横浜、佐世保にもある。そして、小池東京都知事まで前向きとなれば、松井知事や吉村市長は誘致競争への危機感があるのだろう。

しかし、シンガポール視察を繰り返す全国の首長らは、そのプロジェクトが実は中国からの富裕層旅行者を中心に誘うものであるも、これによって生まれる国民への負の結果（病人、犯罪、マネロン等）をどこまで学んでいるのだろうか。

日本のカジノも中国をはじめ外国の金持ちの遊び場とするのなら、日本人の入場を制限しなければならない。しかし、それでは既存の香港、マカオ、フィリピン、ベトナム、韓国のカジノに比して、カジノ経営による儲けのうま味が少なくなり、外国のカジノ資本は参入してこない。アメリカのカジノ企業は、既にラスベガスやペンシルバニアよりも自由なカジノ経営ができるよう日本に求めている。

アベノミクスがますます「アホノミクス」になり、日本経済と地方は冷え冷えしている。そこでカジノという賭博場で地方経済を豊かにしたいというのは、結局高齢化した日本国民の蓄えをギャンブルで遊ばせて奪おうとする「オレオレ詐欺」ならぬ「カケカケ詐欺」になるだろう。

夢洲にカジノと万博と抱き合わせ

　大阪府・市は、夢洲を2025年予定の万博博覧会開催地として立候補することを決めたという。夢洲は既に140haの敷地を有し、開催に必要とされる100haを確保できるとある。だが、夢洲は既にＩＲ構想を進めていた。

ＩＲカジノには市民の反発も強く、維新の橋下・松井路線や関西経済同友会の構想も思い通りには進んでいない。そこで、賛成の声を集めやすい万博を誘致して、それとＩＲカジノをセットにしようというのである。万博ならば地下鉄中央線の延伸も押し切れるとみているのだろう。さらに「二兎を追って大丈夫」と追加埋立30haも急ぐらしい。

　しかし、万博の開催期間は半年程度のイベントではあるが、その催し会場の建造物をそのままに住宅地やましてＩＲリゾート施設として転用できるわけはない。万博に100ha取られると、ＩＲは70ha余りの敷地にホテル、リゾート、ＭＩＣＥ（ミーティング（会議場）、インセンティブトラベル（企業旅行）、コンベンション（国際会議）、イベント（展示会））を備えた大型施設となる。

　しかし、同友会か2015年に示したＩＲ開発案「関西ＩＲ（ＫＩＲ）」によれば、計画敷地面積は約220haとされていた。これは将来の埋立計画地を含んでおり、現在既に利用されている港湾施設用地約150haやメガソーラー用地（大阪ひかりの森）約100haとは別のエリアである。ＩＲリゾートにするとのスキームで、大型の内海（ラグーン）をはじめ、ＭＩＣＥ43ha、エンターテインメント施設24ha、スパ施設1ha、ホテル7000室規模、商業施設10haなどを計画し、そして全体敷地の3％にあたる延べ床面積のカジノ（したがって、2～3haにも及ぶ）をつくるというものだった。これらを日本企業が主体となって、大阪万博50周年にあたる2020年にも第1期開業に入りたいとしていたのである。この同友会のＫＩＲ案は、これまで橋下・松井の維新と共同して一大ビジネスチャンスと位置付けられてきた。すると、今回の万博・ＩＲセット案は、ＩＲ計画の変更を余儀なくさせる。

今回の案は、夢洲を390haにまで埋立造成することを急ぎ、うち既設の140haと追加の30haで170haを確保、これを100haの万博用地とし、プラス70haでＩＲも行うという「二兎流」で進めようというものだ。さて2025年の万博利用であれば、2020年のＫＩＲ開業はもとより2030年でも難しいといえる。

要するに、アベノミクス同様、兎の目の前にニンジンという金儲けチャンスをぶら下げると、世論操作と選挙対策ができるという、工作ならぬ愚策に他ならない。だが、その分税金を大量消費することができる企業にとっては巧案だ。

競馬払戻金4.3億円　脱税で告発

　大阪国税局は、寝屋川市の元固定資産税課長中道一成氏（46）を、所得税法違反で大阪地検に刑事告発した。元課長は2012年と2014年にＪＲＡのＷＩＮ５を的中させて総額4.3億円を得ていたが、その所得申告をしていなかった。課税対象は1億6300万円で、加算税を加えた追徴金は約7200万円、元課長は既に修正申告をして一部は支払ったという。

　「ＷＩＮ５」とは、ＪＲＡが指定する5つのレースの1着を全て当てるという極めて的中が難しく、射幸性の高い勝馬投票の方法である。その分、億単位の払戻しが起こる。

　公営競技の払戻金は源泉徴収されて然るべきであるが、現状は事後の自己申告に任されている。匿名性もあるため、申告せずにそのまま5年間の時効成立を待つ者が出るのも当然である。億円を当てたラッキー者が自らの地位をも失いかねない脱税（所得税法違反）を生んでいるのである。

　依存症の原因行為　―先物取引も―

　依存症は、かつては「アディクション」、現在は「ディスオーダー（障害）」といわれる。依存症には次のようなものがある。

物質依存

①アルコール類、②薬物類（ドラッグ、麻薬、大麻、覚せい剤、ガス、処方薬（睡眠薬・鎮痛剤etc））

行為依存ないしシステム依存

①ギャンブル、②ゲーム、③インターネット、④万引き（クレプトマニア）、⑤性行為、⑥自傷（リストカット、抜毛etc）、⑦摂食異常（過食、嘔吐、拒食etc）、⑧恋愛・共依存

（このうち、性、恋愛、共依存、暴力関係を 関係依存 と分類する医学者もいる。）

私たちは、パチンコ・パチスロ、公営ギャンブル（公営競技４Ｋ、宝くじ、toto）、違法賭博（ヤミ賭博、犯罪賭博）、賭け麻雀、賭けゲーム、賭けスポーツをギャンブル依存の対象行為としてよく取り上げるが、もちろん公認カジノ賭博もギャンブル依存の原因行為として認識される。

だが実は、株式や商品取引、ＦＸ（証拠金取引）と金融派生商品、デリバティブ取引はもとより賭けの世界であって、これらの「賭取引」を日常化している人も多い。

ちなみに、大阪市中央区北浜の（株）大阪取引所は「先物市場は24時間取引へ」「マーケットは眠らない」「デリバティブをもっと身近に」「デリバティブの街　北浜」「真夜中の取引所」「おでかけ前に　お昼休みに　おやすみ前に」と市民を先物取引へと誘っている。

いうまでもなく、米などの穀物に代表される先物取引での「差金決済」（現物の受け渡しのない売買について差額で決済）やＦＸ取引、「レバレッジ」（借入金で投資を行い、利子率より高い利潤（投機利益）を見込むもの）は、賭博と区別できないものである。

ギャンブル依存は先物取引でも生じており、ハイリターンハイリスクの取引も実は人の射幸心に依存しているのである。これら先物取引に誘う広告看板にはハイリスクやギャンブル依存への警告はない。

ギャンブルのために生まれる犯罪

１．ギャンブル資金のために窃盗、強盗、横領など財産犯だけでなく、子供の車内遺棄致死や家庭内暴力まで目を疑う犯罪は絶えない。（この点は会報32号で詳しく報告している。）

　　9月23日に開かれた九州弁護士会連合会のシンポジウムのために、宮崎弁護士会が中心となってギャンブル依存症についての報告書「ギャンブル依存症のない社会をめざして」がまとめられた。自殺や暴力を含む被害調査である。この中で、犯罪事例（刑法犯）として、平成16年9月～平成28年6月までに宮崎県下で発生し宮崎日日新聞で報道された事案が一覧表に整理されている（A4サイズ6頁）。これら一覧を見ると、犯罪で得た金の使途として遊興費に分類されるものは、パチンコ以下ギャンブルに絡むものが圧倒している。

　　残念ながら遊興ギャンブルの目的のために企図された犯罪や、それによって得た金の使用分類の全国的集計は警視庁にもない。（かつてボランティアのＰＣサイト「パチムラ」などがその役割を果たしていたが今はない。）

　　全国のメディアをくまなくチェックすれば、広義の盗犯のほとんどが昔でいうノム・ウツ・カウ

に絡み、少しでもウツ（ギャンブル、パチンコ）に使っているものが90％を超えるだろう。（例えば、借金を返すための犯罪目的でも、その借金がギャンブルで生まれたものであることが多い。）

　　また、先物取引（という広義の公認ギャンブル）は、現在の日本の経済規模（ＧＤＰなど）の4～5倍以上の市場規模といわれている。（※株式取引、商品取引、ＦＸ取引など先物取引化して実質「賭け」「ギャンブル取引」になっているが、賭博としては取り締まられない。）

株式やＦＸへの投入金が他人から預かった金だったり盗った金から廻されていれば、それ自体横領・詐欺である。また、日本の財務省や日銀、そして年金運用基金まで投入した取引はギャンブル化している。結局司法統計上の犯罪とは、客観的にはこれらの犯罪は全く除外しているのである。

２．以上はおいても、大阪周辺で報じられるギャンブルに使われる財産犯のニュースは枚挙に暇がない。会報のNEWSピックupで特に目立つ事件は掲載するようにしているが、①犯人が公務員などでない一般人の場合、②被害が少ない場合、③単純な盗犯の場合などはそもそも報じられないから、それらを含む犯罪発生の実態は、控えめにいっても報道件数の10倍以上といえよう。

パチンコメーカー王・セガサミー里見会長　30億円の「脱税」

　パチンコメーカー、セガサミーのオーナー里見治会長（74）が約30億円の申告漏れで十数億円の追徴を受けたとの報道。セガサミーは2015年売上約3500億円、利益約170億円のパチンコメーカートップの企業である。

　本件はよくあるパチンコメーカー自体の脱税問題ではない。オーナーが海外金融商品という賭けをして損を出したとし、本業からの所得金額を約30億円少なく申告していたものだ。一種のマネーローンダリングであり、パチンコ事業での個人所得を海外の金融商品の損でカバーするというような行為を平気でできるのは租税回避である。自らは安倍総理と親しく、自民党に献金もし、娘婿を自民党議員にしてもらったという驕りと通じる。氏は、10月23日の菊花賞で優勝したサトノダイヤモンドの馬主で、既に3.7億円の賞金を得ている。自ら競馬主ギャンブルも実践する。

パチンコホール王　韓氏に「紺綬褒章」

2016年8月30日、マルハンの韓昌佐会長が「公益のために私財を寄付」したとして日本政府より「紺綬褒章」を受章した。

　韓氏は戦後日本に入国したともいわれるが、京丹後市から京都、関西を中心にパチンコ・パチスロホールを展開、年商数兆円、営業利益数億円をあげる日本一のパチンコホール王になった。その韓氏は日本に帰化し、近年、京丹後市に蓄財金の一部を投じて「京丹後市韓哲・まちづくり夢基金」を設立するなどしたことで市・府から推薦されて受章したのだという。

　自らのお金を公益に使うことは褒められることではあるが、その所得金がパチンコやパチスロという大衆からの「収奪金」であることや、パチンコ依存症をはじめとする社会的被害を考えると納得できない。勲章を金で買えるというのもアベノミクスの一部かと思わされる。

　パチンコ・パチスロはギャンブル＝賭博ではない「遊技場」だというも、その同じ敷地内でホールと換金業者（連携先）の取り決めた条件による賞品の換金がなされているのであるから、「立派な」というより明白な脱法賭博である。史実には反するが、ねずみ小僧が庶民の暮らしを本当に助けていたら褒章を与えるのかと思わされる。

ゲームパチンコ機利用の介護事業

　パチンコやマージャンなどの遊戯を主な介護手段として提供するデイサービスが生まれている。　アミューズメント型やカジノ型の「通所介護」や要介護入所者に長時間遊戯をさせるのである。

これを踏まえて、2015年9月24日、神戸市は日本で初めて、このような施設を事業所指定しないようにできる条例改正をした。今後はパチンコ、マージャン、ルーレット、ポーカー、ＢＪなどのカードゲームを主な介護内容としていれば、ＮＯと言われることになる。①日常生活から逸脱した遊戯、②射幸心を強める疑似通貨使用、③賭博や風俗営業を連想させる名称や広告などを規制する。

　そもそも自主的に判断してパチンコやゲームで遊べる老人を要介護者といえるのか。今日、コンピューターやインターネットで、人の闘争心や射幸心を煽ることは簡単にできてしまう。巧みにコントロールされたゲーム機は、人の心の隙間に入る。要介護者をゲーム依存にさせてしまうようなものは、介護事業とはいえない。

　以下、介護事業とゲーム機についての川柳です。

ゲーム機を　介護器にして　人減らし　　／　　パチンコは　昔の子供に　なつかしさ

好きならば　やらせてやれば　何故わるい　　／　　中古機で　老人世話を　させるのか

パチンコ機　介護老人　世話させる　　／　　パチンコに　介護保険費　使うのか

『　金メダリスト高橋尚子（44）　堕ちたパチンコ蟻地獄

―　リオ行き直前にパチンコ11時間　「依存症」心配の声も　―　』

　女性自身（光文社8月2日号）は、こう題して金メダリスト高橋氏の私行を大々的に伝える。有名人がマラソンさながらパチンコに熱中している情報を得て、7月下旬、ゴシップ記者が11時間にも渡って張り込んだのだろう。

　記事によれば、当日高橋氏は大勝してやめられなかったようだ。たしかに11時間も打ち続けるには大変な体力と持久力を要するが、ギャンブルは普通の人でも俄かに興じ続ける人に変えてしまう。相手が機械だから閉店しないと止まらないのである。

　高橋氏は、題名にあるような「依存症」ではない。だが、一般に勝っているときの高揚感は自ら止めがたい。一時的なギャンブルの快感はギャンブル依存の入り口になりやすいが、賢明な人、理性のある人であれば依存症にまではならない。

　リオ五輪の現地キャスターにもなった氏だから、週刊誌は面白く記事にしたのだろう。光文社には、依存症を取り上げるなら中高年主婦層のギャンブルへの「のめり込み」など深刻な問題を取り上げてほしい。　それにしても同週刊誌の表題はヒドスギル。侮辱的なレッテル貼である。

ギャンブルタレント　～ボートレース編～

　近時、ギャンブル勧誘のために女性のセクシー度を利用するテレビＣＭが目立つ。ボートレースではレース内容をさておき、肢体の露出度を高めて男を誘うようなしぐさ、ポーズ、メイク、ダンス。。。

ＣＭに起用されているタレントのスミレさんや渡辺直美さんは、どこまでギャンブル勧誘の意味を理解しているのだろうか。

賭博関係隠語・俗語　（１）

　賭博の世界は江戸時代から賭博用語の世界だった。犯罪の取り締まりから逃れるため、また取り締まる側も暗号ともいえる特殊な用語を使っていた。しかし、賭博の種や時代の変化でその隠語・俗語も消えていき、また新しいものが生まれてきた。そこで現代でも使われている新しいものを紹介します。（今回はア～サ行）

　なお、今回は下村忠利著「刑事弁護人のための隠語・俗語・実務用語辞典」（現代人文社）からも引用し参考にさせていただきました。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| ア行 | アガリ銭 | 勝った金のこと |
| イッテコイ | 博徒が収支ゼロで利益のなかったこと |
| イカサマ | インチキとも。詐欺賭博　それをする者をイネシともいう。 |
| インカジ | インターネットカジノ　オンラインカジノともいう。 |
| インターネット買い | 公営競技でも宝くじやサッカーくじでも導入されている買い方 |
| ウインズ | 競馬の場外馬券売場　テレビ観覧席もある。 |
| 打子 | 胴親でない者、パチンコ店で客寄せによく玉の出る台で打つ役 |
| オケラ | 賭博で負けた者 |
| オトシ | ショバ代 |
| オッズ買い | 賭け率由来の「配当表示」で買う券を変更したり調整するもの |
| カ行 | カイセン | 賭博開催者から金を借りること、回銭 |
| カキコ | ノミ屋で客の購入券の数子を書き留める役 |
| 釜あげ | 違法ゲーム店で機械から現金を引き上げて集金する作業 |
| ガン出し | パチンコ店が出玉をよくすること、たこ出しともいう。 |
| 釘師 | パチンコの釘を調整する者 |
| ゲーム屋 | 違法ゲーム機を置いた店。店でゲームすることを「叩く」という。 |
| ゴト師 | パチンコ店などで不正をする者、「仕事」に由来 |
| コロス | 博奕で標的にした者をスッテンテンにすること |
| サ行 | サシ | 二人でする賭博 |
| 常盆 | 決まった日、場所の開帳賭博。 |
| シケ張り | 賭場に捜査官や敵対者がいないか見張る役 |
| ４５１ | 4・5・1の出目を競うゲーム。賭博には他にも数字で表すゲームが多い。→　一六（采）、一二四（カルタ）、五一（ぐいち）、四三、七半、八九（オイチョ・カブ）、二十一（トランプ）、千六十（カルタ） |
| ズク | 紙幣を二つに折り、輪ゴムでとめたもの |
| セル | パチンコで台の隙間からセルロイドを入れる。ゴト師の操作 |

「仲畑流万能川柳」と解説

　毎日紙の仲畑貴志選の投句川柳は、その時代、風俗、生活実感をズバリわかりやすく、しかも笑いと哀しみをもって切り取っています。ギャンブルもその一つ。その採用句を紹介します。

◆まずはマジメに解説してみます。

「お、親分　御上がカジノ　やりますぜ」　山口恭子さん

　渦中の法案、カジノ中心のＩＲ（統合型リゾート）。闇バカラ、ヤミ賭博を仕切るヤクザの子分が言った親分への報告という想定。ヤミ賭博の経済規模は数兆円といわれる。他の犯罪に比べ、実際に検挙されるのは極めて少ない。窃盗や詐欺などと異なり被害申告もなく、当事者が隠そうとする犯罪だから当然だ。犯罪の「検挙率」は放火、強盗、殺人など重犯罪は高い。これに対し、覚せい剤など薬物違反は低い。賭博に関係する犯罪は競馬法等違反の「ノミ行為」事件も含めて一桁～二桁も検挙率が低い。

◆多分に珍奇な解説付きですが・・・。

「パチンコ屋　すいてて急に　戦意失せ」　小把瑠都さん

　Ａ：パチンコ屋は近時客が減っている。そのためあってパチンコホールの売上も落ちている。客が多く売り上げも多いときは、店間で客の獲得競争もあって高出玉であった。なのに今は客が減り、ホールはコンピューターや釘師による調整で出玉率を下げている。こんな状態のパチンコ店は客が減り、いい台も期待できず、パチンコに勝って儲けようという意欲もなくなる。

　Ｂ：なぜこんな回りくどい解説をするのか。単にパチンコ店の広告でもみていい台を得ようと開店前に並ぶつもりで来たが、客は少なく空いている。これではいい台をと狙ってきた意欲もなくなったというだけ・・・。

「宝くじ　当てて戻るぞ　旧姓に」　まりんばあさん

　Ａ：宝くじが大当たりして、そのことをみずほ銀行だけでなく他にも知られてしまった。投資勧誘や、実は昔、自己破産をして免責してもらっているのにその金を返してほしいと言い出す人も。そして最大の難儀は夫。私の当てた賞金をあてにして働かない。これでは手切れ金を払ってでも離婚して旧姓に戻り、誰にも知られていない新しい場所で暮らすわ・・・。

　Ｂ：こんな過去がある私。宝くじを買ったこと自体内緒にしていた夫とは、このまま知られず別れたい。定年離婚という言葉があるし、一切黙ったまま別れ話をするわ。

◆「投句」をヒントに「盗句」させていただきました。

まず「宝くじ」から。

「裕福な　人は買わない　宝くじ」　よんよんさん　→　貧乏な　人に買わせる　宝くじ

「本当に　夢しか買えぬ　宝くじ」　中路修平さん　→　本当は　夢で欺く　宝くじ

「宝くじだけ　頼まれる　御仏壇」　竹とんぼさん　→　宝くじ　抽籤時までの　神仏

　つぎに「馬券」から。

「馬券買う　シーンは見せぬ　コマーシャル」　立地Ｚ骨炎さん

→　損をする　シーンは見せぬ　コマーシャル

　そして「パチンコ」。

「パチンコに　勝ってこそこそ　路地裏へ」　鹿せんべさん

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　→　ヤカマシイ　店から路地裏　勝ったヤツ

◆こんな狂歌もあります。これも盗歌に。

　「宝くじ　売り場に並ぶ　人千人　地味なコートで　夢を見ている」　上田結香さん

　　　　　　→　宝くじ売り場に置いた（「招き」ならぬ）「だまし猫」　にっこり笑って人を誘惑

　「もう少し　夢をもちたし　宝くじの　当せん番号　いまだ開かず」　住野澄子さん

　　　　　　→　もう少し　夢そこまでと思わせて　買わせ続けるＰＲ

籤（くじ）のことわざ・名言

　これまで会報12号では「バクチ（博奕）・ギャンブル」にかかわることわざ18個を掲載しました（小学館『ことわざ大辞典』や大修館『世界ことわざ大事典』を引用）。また、会報15号には博奕にかかわる名言・名句4つを紹介しました（小学館『日本の名言・名句辞典』引用）。

　今回は、籤（くじ）に関することわざや名言を取り上げます。

　まず、籤とは金を賭けない、争いを避ける手段としての「くじ」から。

①「くじを（に）取る」・・・くじで順番を決めること（「くじをひく」も同じ）

②「くじは争いを止む」・・・くじで決定し、暴力や財力等の争いをしない方法をいう。

　ところが「富籤」となると賭博依存症まで生むほどの魔力を持ち始めます。

　　③「葬式で拾った銭を持っていけば頼母子のくじにあたる」・・・頼母子（講）とは、複数人が一定金を持ち寄り、くじで当たった一人が全額を取得、全員にその順が回るまで続けるという金融システム。このことわざは迷信の一つ。

　　④「仕舞物でくじ当たり」・・・残ったくじが当たる。「残り物に福あり」のこと。

　　⑤「ときたらを懐に入れておくとくじに当たる」・・・「ときたら」とは磨きたわら→たわしのこと。迷信の一つ。

　　⑥「欲のない者にくじが当たる」・・・かえって無欲の者に幸運が訪れる。

このように、くじそのものは物事の順序や占いの選択方法で「平和的」。これが金を賭けて当てるギャンブル（宝くじ、toto等）となると依存症まで生むものとなるのです。

 雑 　Ｍ氏の違法賭博体験記　～～すぐにわかる貴方は「博奕打ち」！？

　1960年代、新宿の「アトサキ」に出入りするようになった。「常盆」である。「常盆」は民家の二階で行われた。「手入」があったときに、「出方」が「デコスケ」たちを階段で阻止するためだ。民家の門の外には「ツキテン」がいるが、実際には「手入」などない。なぜなら、「デコスケ」は酒食のもてなしを受け、「盆を洗う」早朝、親方から茶封筒を押し頂いて帰っていくからだ。これで「ダンベイ」は安心して博奕ができた。

【解説】アトサキ（「ばったまき」という博奕）、常盆（定期的に開帳される賭博）、手入（警察の検挙）、出方（開帳関係者）、デコスケ（刑事）、ツキテン（見張り）、盆を洗う（博奕を終わる）、

ダンベイ（旦那衆）

書籍紹介

これまで本会報では、既刊単行本のうち新旧を問わず紹介してきた。ただ、紹介から除いてきた本がある。それはギャンブルを主催する団体の社史類や毎年発行される年報類である。前者は当該ギャンブルの実態と存続を考える上で不可欠な資料である。後者は他の資料と共にギャンブルについてフォローしバランスの取れた公正評価をするために不可欠である。また視野も広げてくれる。そこで今回改めて紹介します。

１．『日本ダービー５０年史』　日本中央競馬会　（昭和58年11月発行）

　「東京優駿大競走」の名で昭和7（1932）年に創設された日本ダービーをはじめ、英国サラブレッドのレースでの歴史や世界中のダービーレース、日本の近代競馬とダービーの50年を語る。ダービーにまつわる詳しいデータやダービー讃歌まで紹介されている。

　　競馬は、大正12年の競馬法による国営競馬だけであったが、昭和29年に日本中央競馬会法が生まれ、国営から特殊法人に変わり、売得金一部を畜産や社会福祉に充てることになったという小史にも触れられているが、紙面のほとんどは50回のダービー馬の紹介が占めている。

　　そして、この50年の競馬サークルを国の社会・文化財産と自負して、次回2032年の100年史を想うとの編集後記がある。競馬は、戦前の軍馬への資源時代には日本の特権階級が政府に納付金を納めることで育ち、戦後のＪＲＡ時代は初代の安田理事長、2代目有馬理事長をはじめ拡大の歴史であった。

　　ｐ49～147には、「社会と競馬」という小コラムがあり、年表と共に社会との接点をかろうじて記している。

　　馬好きの歴史ファンには欲しい一冊であろう。

２．『会社四季報　業界地図2017年版』　東洋経済新報社　（2016年9月発行　1200円＋税）

　　この種の出版物は各社から毎年9月ごろに出版される。標記の本は会社四季報が分析したものだが、他にも週刊エコノミストが分析した成美堂出版による業界地図や日経新聞社発行のものもある。パチンコ業界のデータを簡単にわかりやすく示しており、当会としては2014年から購入している。（但し、日経版にはパチンコやカジノ業界は記載されていない。）

本書は、①パチンコホール、②パチスロ販売、③パチンコメーカーについて、（1）売上、（2）店、（3）収益等を事業者ごとに紹介。ホールの売上高1位はマルハン1兆8988億円、2位ダイナム8448億円、3位オザム3744億円、4位ガイア3478億円、メーカーの売上高1位はセガサミー3479億円、2位平和2149億円、3位三共1371億円、4位三洋1263億円となっている。

ちなみに、成美堂2015年版によれば、ホールの売上高1位はマルハン2兆1116億円、2位ダイナム9045億円、3位ガイア4078億円、4位オザム4036億円、メーカーの売上高1位は京楽2051億円、2位セガサミー1818億円、3位三共1585億円、4位三洋1535億円だった。

ギャンブルＮＥＷＳピックｕｐ　（2016.9.2～10.14）

2016.9.2　　 日刊　　マルハン韓会長が「紺綬褒章」受章

9.7　　 朝日　　カジノ解禁「観光の切り札とは言えず」公明・山口代表

9.9　　 毎日　　帰宅するため車盗み逮捕　パチンコで所持金使い果たし　滋賀

9.13　　日経　　金沙中国（サンズ・チャイナ　マカオカジノ大手）、マカオに複合リゾート

9.15　　朝日　　セガサミー会長、約30億円の申告漏れ　国税が指摘

　　　　産経　　引っ越し業者の車狙い車上荒らし、35歳無職男逮捕「パチンコ代」に使用

9.18　　ＮＨＫ　　違法カジノ店摘発　5人逮捕　名古屋市

9.20　　宮崎日日　　ギャンブルで「借金」「犯罪」　県弁護士会、依存症調査

9.21　　産経　　大阪万博会場「夢洲」に集約を決定　カジノと“二兎を追う”

日経　　「ガチャ」確率、情報提供を　消費者委が業界に要請

　　　9.22　　毎日　　＜カジノ法案＞与党内綱引き　公明態度硬化、焦る官邸と自民

　　　　　　　産経　　自衛官がパチンコ屋のドア蹴破り逮捕「パチンコで負けいらいら」埼玉

9.23　　九州弁護士会連合会シンポジウム「ギャンブル依存症のない社会をめざして」

9.24　　毎日　　ＩＲ研究会「地方活性化の手段」カジノ誘致を目指す　佐世保

9.25　　全国市民オンブズマン香川大会　説明責任分科会「公営ギャンブルの存在意義の喪失」

9.26　　毎日　　支局長からの手紙「『依存症』を考えた」上　宮崎　（下10.6）

9.29　　読売　　カジノ法案前身の兆し　二階幹事長就任追い風？　公明の対応焦点

9.30　　ＦＮＮ　　ＩＲ推進議員連盟が役員会　今国会での法案成立目指す方針確認

10.3　　産経　　「パチンコやネカフェ行くのに邪魔で…」１歳長男を７時間監禁、母親と交際相手の男逮捕　大阪・高槻

　　　　ｸﾞﾘｰﾝﾍﾞﾙﾄ　　小学校教諭がパチンコ店で窃盗、逮捕　埼玉

10.4　　＜ギャンブルオンブズマン会報第４７号　発行＞

10.5　　ＮＨＫ　　公明・石田政調会長　カジノ法案審議入りに慎重姿勢

　　　　ＦＮＮ　　裏カジノ店摘発、責任者ら４人逮捕　約10億円売上か　横浜市

10.6　　神奈川　　カジノ店責任者ら４容疑者を逮捕

10.7　　時事　　カジノ解禁、調整急ぐ＝自民・細田氏　公明・井上幹事長話合に応じる姿勢

　　　　ＮＨＫ　　国会議論に先駆けて“カジノ”準備加速させる考え　大阪府・松井知事

　　　　新潟日報　　佐渡市職員、停職3か月、パチンコ店で他人のコインを換金

10.11　 産経　　公明・山口代表　カジノ法案審議入りは容認「検討すればいい」

時事　　トランプ氏開業のカジノ閉鎖＝経営難で3000人失業

　　　10.12　 産経　　カジノ法案推進で自民と維新がタッグ　公明は置き去り？超党派議連が総会

産経　　パチンコ店で財布盗んだ巡査部長を減給処分（同日、依願退職）　大阪府警

　　　10.13　 テレ朝　　“カジノ法案”今国会成立めざし超党派議連が総会

　　　　　　　＜当会　国政政党11党に対し、ＩＲ法反対要請書を送付＞

10.14　 産経　　民進党の蓮舫代表、カジノ法案に慎重姿勢「最優先の法案でない」

　　　　ＮＨＫ　　カジノ法案　施設誘致自治体が早期成立を要望　大阪・北海道・長崎

**事務局だより**

１．ＩＲ法案について、カジノ議連をはじめとする推進派の国会での動きが活発になっていることを受け、10月13日、国会に議席を有する政党１１党に対し、次の要望書を送りしました。

平成２８年１０月１３日

要　　　望　　　書

国民の立場に立たれた貴党の御活躍に敬意を表します。

１．私どもは、平成２４年４月に設立したギャンブルによる被害をなくすよう求める任意団体です。会員には、学者、医師、弁護士、税理士らの他、市議や市民活動家などがいます。

　　さて、平成２７年４月第１８９回通常国会において議員提案されたＩＲ（カジノを中核とする統合型リゾート）法が、今秋にも具体的に審議入りになると伝えられています。これは、民間の事業者にカジノ経営を認め、整備していこうとするものです。

　　私共はこれに対し、重大な懸念を持って反対するものです。

２．私共の反対理由の第一は、刑法で禁止している賭博を広く市民を相手として私営企業が本格的に営業するという点です。カジノは、競馬･競輪等の公営競技、また宝くじ･totoと異なります。賭け金のスケールも巨大です。スロットマシーンからルーレット、バカラ、カードゲーム等のような本格的な私営賭博事業の公認は、刑法１８５条、１８６条、１８７条に真っ向から反するものですから、刑法そのものの廃止改正レベルの慎重な審議と国民世論の一致が必要です。

３．反対理由の第二は、賭博は国民社会に富を増やさず、射倖心のみを利用し、既存のお金の取り合いだけを目的とするもので、カジノはその常習賭博、開帳図利を目指すものであるからです。賭博はそれに伴う暴力、詐欺行為、犯罪組織の生成、脱税、マネーローンダリング、そして社会的に病癖者を多数生み出すところから、最高裁判決でも認められているように反社会的です。青少年にはもちろん、社会教育上も有害です。

４．反対理由の第三は、入場者規制のないカジノ賭博は、国民大衆、特に弱者、夢を持てない人々、病弱者、高齢者、そして年金生活者や生活保護受給者までを収奪する危険なものだからです。現状の賭博も、富者だけでなく、むしろ多数の貧者を収奪しています。

５．反対理由の第四は、賭博は必ず病癖者、賭博（ギャンブル）依存症を生み、その本人の生活の糧から家族の生活や貯えまでを奪う結果をもたらすからです。

　　現行の公営競技を含む公認ギャンブル、パチスロにおいても、多数の多重債務者が生まれ、家族にまでその責任を負わせることになっています。この悲惨な社会問題こそ、ＩＲ法導入審議より先に解消することが必要です。

６．反対理由の第五は、原則として開帳された実質賭博場（カジノ場）では全体として客が負けることが決まっており、「胴元」が必ず利益を得ます。その割合は控除率といって、日本の公営賭博では約２５％、宝くじは５５％です（パチンコ・パチスロでも１０～２０％といわれています）。

　　これらの収益は、その事業にかかわる業者らの利権ともなっています。カジノは売上の５～２０％がその運営企業の利益になると言われています。

７．反対理由の第六は、ギャンブル賭博には省庁･監督協力機関の利権が絡んでくるという点です。現にこれまで公認ギャンブルでは天下りも存在し、その是正がいわれ、事業仕分けでも是正が指摘されました。

８．反対理由の第七は、ギャンブルに脱税が多い点です。パチンコ・パチスロ事業者の脱税は有名ですが、賭け客の側も一時所得による所得税の不申告、脱税事件が存在するように、その金員の行方や納税は公明正大でありません。

９．反対理由の第八は、現在のギャンブルでも又カジノでも、投入されるお金は他人から奪ったお金であってもチェックさえできず、不法領得金の流れる先になっているからです。

１０．反対理由の第九は、特にカジノではチップとの交換を通じて無差別・無制限に大金が流入し、いわゆるマネーローンダリングが容易になされる場となるからです。

１１．カジノ導入を企図する側は、その観光事業収益やカジノＩＲでの就労機会の拡大や金銭的収益をいいます。しかし、その収益が平等に国民に配分される訳ではなく、むしろ国民の富を一部の事業者が奪うものです。

１２．日本は既に世界に例のないミニカジノともいうべきパチンコ・パチスロ店が１万１０００軒以上もあり、年間２０兆円以上をも売り上げる状況にあります。こうした中、パチンコ依存症を含め、広義のギャンブル依存症は５６０万人を超えるといわれます。その多くの人々はまだ自らの病気を自覚していませんが、パチンコ・パチスロや公営賭博を含む賭博資金のためになす窃盗・横領等の犯罪は絶えず、高学歴も含めその身分を問いません。また、不法に得た金の多くがギャンブルに使用されていることも司法上明白です。

１３．私共は、ゲームを人の娯楽の一つとして肯認します。しかし、金を賭けるギャンブル、いわゆる賭博を業とする開帳は、人間の脳に対し特別の快感を与えて夢中にさせ、病気にさせ、依存させ、障害を与えます。これは極めて罪深いことだと考えます。このような魔性を善導・是正するのでなく、カジノを導入することは絶対に反対です。

１４．世界の著名な宗教の教えも、賭博を戒めることはあっても肯認・奨励はしません。

　　カジノに対する国民の視方は様々あると思います。お金持ちを遊ばせて適当に金をとって収益が得られるならそれも良いし、自分も遊べるところが増えるのは賛成という意見は、残念ながらギャンブル依存症や大きな弊害、社会的正義や社会的損失までは考えていません。そして、現在はカジノＩＲにより利益を得られる企業・団体によって動員された人が、その有益性を言うばかりです。

１５．国会は、ＩＲ法の前にまず、現在の被害者やその救済にあたっている医師、学者、弁護士、市民活動団体らから意見を聴き、ギャンブル依存症をなくす対策を推進するための立法化を考えてください。少なくとも「アルコール健康障害対策基本法」と同様の項目を含む基本法が必要です。

１６．以上、国会審議にあたられる各党各会派におかれては、現ＩＲ法案に賛同されないよう切に要望します。

特に、自由民主党と公明党は現政権の与党となられており、今回の議員立法について良識をもち、カジノＩＲ法について停止していただくよう心よりお願いします。

２．2017年１月発行予定会報50号記念　御寄稿のお願い（〆切11月末）

　　現在、今年中に49号を発行し、年始に50号の記念号を発行する予定です。

記念号では、当会正会員に限らず読者各位から広くご意見やご提言をご寄稿いただきたいと考えております。テーマや内容は自由です。（例えば、①日本のギャンブルによる被害、悲劇、犯罪などをどうしたら防ぎ抑制できるか、②先進諸国のギャンブル依存防止政策、③脱法パチンコへの急所と是正法　などの御意見があれば是非お聞かせ願いたいのですが…。）